

(参 考)

現行の必要病床数の算定について

1. 必要病床数を算定する区域

- (1) その他病床 → 二次医療圏の区域
- (2) 精神病床、結核病床 → 都道府県の区域

2. 必要病床数算定式

(1) 必要病床数の基本部分

[算定式]

$$\frac{\Sigma AB + C - D}{E} = \text{必要病床数 (基部分)}$$

- A : 当該区域の性別・年齢階級別人口(5歳毎)
- B : 当該区域の属する地方ブロック(注1)の性別・年齢階級別入院率(5歳毎)
- C : 他区域からの流入入院患者数
- D : 他区域への流出入院患者数
- E : 病床利用率

(2) 必要病床数の加算部分

F < Σ AB の場合、都道府県知事は下記の計算式で得た数を限度として適当と認める数を加えることができる。

- F : 当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数

[算定式]

$$\frac{D}{E} \times \frac{1}{3} = \text{必要病床数(加算分)}$$

* 各都道府県の必要病床数は、(1) + (2) として決められる。

3. 必要病床数の算定の特例

当該区域で 急激な人口の増加が見込まれる
特定の疾病に罹患する者が異常に多い
その他特別な事情がある 場合

→ 都道府県知事は厚生大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生大臣に協議し、その同意を得た数を必要病床数とすることができる。

(注1) 地方ブロック

ブロック名	都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄